

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 1 月 31 日受付分)

NPO 法人
伊丹日本語学習支援教室

縦覧期間

令和 7 年 1 月 31 日 (金) から
令和 7 年 2 月 14 日 (金) まで

NPO法人伊丹日本語学習支援教室 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人伊丹日本語学習支援教室という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県伊丹市安堂寺町3丁目125番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、技能実習生・育成就労者として就労する外国人または事業地域にて生活する外国人に対して、日本語能力試験（JLPT）の合格支援や生活会話の支援に関する事業を行い、日本語能力の向上やそれに伴う地域の安全確保に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日本語学習支援教室の開催
- (2) 事業所での日本語学習支援教室の開催
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行

する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 3 分の 2 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があつたとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までには、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

第10章 雜則

（施行細則）

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 石井 康男
副理事長 園 和高
理事 前澤 好男

同 原 一彦
同 藤山 佳奈子
同 津田 俊子
同 久家 英述
同 久家 久子
同 柴田 知佐子
同 林 萍萍
同 梵 恵子
監 事 平井 正典

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人 団体
 - ① 入会金 1000 円 1000 円
 - ② 年会費 1000 円 1000 円

役員名簿

NPO法人伊丹日本語学習支援教室

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長 (事務局長)	イシイ ヤスオ 石井 康男	[REDACTED]	無
副理事長	ソノ カズタカ 園 和高	[REDACTED]	無
理事	マエザワ ヨシオ 前澤 好男	[REDACTED]	無
理事	ハラ カズヒコ 原 一彦	[REDACTED]	無
理事	フジヤマ カナコ 藤山 佳奈子	[REDACTED]	無
理事	ツダ トシコ 津田 俊子	[REDACTED]	無
理事	クガ ヒデノブ 久家 英述	[REDACTED]	無
理事	クガ ヒサコ 久家 久子	[REDACTED]	無
理事	シバク チサコ 柴田 知佐子	[REDACTED]	無
理事	リン ハイハイ LIN PINGPING 林 萍萍	[REDACTED]	無
理事	ソヨギ ケイコ 梵 恵子	[REDACTED]	無
監事	ヒライ マサノリ 平井 正典	[REDACTED]	無

設立趣旨書

1. 趣 旨

2024年4月から改正された育成労制度によって、技能実習生として受け入れられた外国人は2027年度の本格実施までの3年間に日本語能力試験（JLPT）のN4レベルの合格を取得することを条件に、就労者として継続が可能となった。さらに上級のN2レベルやN1レベルを取得すれば、業務選択の範囲と家族帯同が可能なることが示された。

また、受け入れ企業に対しても、技能実習生に対して新しく日本語支援を行うことが義務化されようとしている。

伊丹市内に在職している技能実習生・育成労者は市役所の資料から見ると約500名である。今後新しく伊丹市内で受け入られる技能実習生・育成労者はさらに増加し、日本語能力試験のN3レベルの受験希望者が増加することが予測される。しかし、日本語学習サロンは、創設時の理念に従い生活会話の学習支援に重点を置いて活動している。

再度述べるが、日本政府が労働者不足を補う目的で外国人労働者の受け入れを拡大したこと、技能実習生・育成労者への日本語学習の支援活動に変化が生じた。今後は、国際交流・異文化交流・共生促進などに加えて、日本語能力試験への対策支援が重要となる。この支援は、受け入れ企業の日本語支援に協力すること。企業内で必要な日本語での会話を潤滑にすること。市民との交流を深め快適な生活を創造することに繋がる。

日本語能力試験の資格は世界各国で認定された国際的な資格であり、取得により本人の人生構築に生かすことが出来るものである。これまでの任意団体としての活動を更に社会的に認められたものとし、営利目的ではなく、多くの市民にも参画してもらう私達の活動を展開するため、NPO法人格の取得が最適であると考えました。NPO法人伊丹日本語学習支援教室が果たす貢献は、数年後には高く評価されることを目標に努力していきたい。

2 申請に至るまでの経過

- ・2008年度から、伊丹市在住の外国人を対象に、地域市民との異文化交流を深めるため、日本語学習サロンで、生活会話に対する日本語学習の支援活動を開始した。
- ・2008年度から2024年度まで、伊丹市在住の外国人を対象に、日本語学習サロンでの学習支援活動を継続し、日本語能力の向上に努めた。
- ・2020年度頃から、日本語学習サロンに技能実習生の参加が増え、技能実習生に対する日本語能力試験（JLPT）への対策を支援する活動を開始した。N1・N2・N3の合格者を輩出。
- ・2027年度から実施される育成労制度までの移行期間を含め日本語能力試験のN4・N3レベルの受験希望者が増加するとの予測により、日本語能力試験に特化した学習支援が必要と判断し、NPO法人伊丹日本語学習支援教室の設立に至った。

2024年12月26日

NPO法人伊丹日本語学習支援教室

設立代表者 石井 康男

2025年度事業計画書

NPO法人伊丹日本語学習支援教室

1. 基本方針

本法人は、技能実習生・育成労者として就労する外国人や事業地域にて生活する外国人に対して、日本語能力試験（J L P T）の合格支援や生活会話の支援に関する事業を行い、日本語能力の向上や、外国人と地域住民の交流による国際交流、社会教育、地域安全の推進に寄与すること等を目的とする。このために、下記に示す特定非営利活動を行う。

- (1) 技能実習生・育成労者として就労する外国人に対して、日本語能力試験のN4又はN3レベルの受験合格を支援する。但し、原則として日本語学校の学生は対象外とする。
- (2) 事業地域にて生活する外国人に対して、地域市民との異文化交流を深める生活会話を支援する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 日本語学 習支援教室の開 催	定期的に教室を開催(N4 又はN3)	週1回	伊丹アイ愛セ ンター・カル チャールーム	就労外国人 5~10名	0
	随時 個別又はグループ 単位で学習(N2以上の受 験希望者)	90分/回	伊丹スワンホ ール 会議室	就労外国人 10名以内	0
(2) 事業所で の日本語学習支 援教室の開催	定期的に教室を開催(N4 又はN3)	週1回 90分	依頼事業所	就労外国人 ~10名	0
	個別又はグループ単位 での学習(講師派遣)	90分/回	依頼事業所	就労外国人 ~10名	0
(3) その他当 法人の目的を達 成するために必 要な事業	定款第5条第1号から第2号には規定されていないものの、法人として実施が必要とな った事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的 に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
 - ②理事会 年2回
-

(2) 事務局体制

事務局長：石井 康男、事務局スタッフ：未定

2026年度事業計画書

NPO法人伊丹日本語学習支援教室

1. 基本方針

本法人は、技能実習生・育成労者として就労する外国人や事業地域にて生活する外国人に対して、日本語能力試験（J L P T）の合格支援や生活会話の支援に関する事業を行い、日本語能力の向上や、外国人と地域住民の交流による国際交流、社会教育、地域安全の推進に寄与すること等を目的とする。このために、下記に示す特定非営利活動を行う。

- (1) 技能実習生・育成労者として就労する外国人に対して、日本語能力試験のN4又はN3レベルの受験合格を支援する。但し、原則として日本語学校の学生は対象外とする。
- (2) 事業地域にて生活する外国人に対して、地域市民との異文化交流を深める生活会話を支援する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 日本語学 習支援教室の開 催	定期的に教室を開催(N4 又はN3)	週1回	伊丹アイ愛セ ンター・カル チャールーム	就労外国人 10~20名	0
	随時 個別又はグループ 単位で学習(N2以上の受 験希望者)	90分/回	伊丹スワンホ ール 会議室	就労外国人 10名以内	0
(2) 事業所で の日本語学習支 援教室の開催	定期的に教室を開催(N4 又はN3)	週1回 90分	依頼事業所	就労外国人	0
	個別又はグループ単位 での学習(講師派遣)	90分/回	依頼事業所	~20名	0
(3) その他当 法人の目的を達 成するために必 要な事業	定款第5条第1号から第2号には規定されていないものの、法人として実施が必要となつた事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：石井 康男、事務局スタッフ：未定

2025年度活動予算書
成立の日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	28,000	28,000	
2. 受取寄付金 受取寄付金	86,000	86,000	
3. 受取助成金等 受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益 (1) 日本語学習支援教室の開催	0		
(2) 事業所での日本語学習支援教室の開催	0		
(3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	0	0	
5. その他収益 受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			114,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費 講師謝金	0		
消耗品費	10,000		
印刷費(教材作成)	5,000		
通信費	0		
保険料	0		
会場費(教室使用料)	72,600		
会議費	0		
その他経費計	87,600		
事業費計		87,600	
2. 管理費			
(1) 人件費 給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費 消耗品費	0		
印刷費(配布資料)	5,550		
通信費	0		
旅費交通費(駐車料)	13,200		
光熱水費	0		
保険料	6,000		
会議費(総会・理事会開催)	1,650		
租税公課	0		
その他経費計	26,400		
管理費計		26,400	
経常費用計			114,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2026年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	33,000	33,000	
2. 受取寄付金 受取寄付金	102,750	102,750	
3. 受取助成金等 受取地方公共団体助成金	0	0	
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益 (1) 日本語学習支援教室の開催	0	0	
(2) 事業所での日本語学習支援教室の開催	18,000	18,000	
(3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	0	0	
5. その他収益 受取利息	0	0	
雑収益	0	0	
経常収益計		153,750	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給与手当	0	0	
法定福利費	0	0	
人件費計	0	0	
(2) その他経費 講師謝金	0	0	
消耗品費	20,000	20,000	
印刷費(教材作成)	10,000	10,000	
通信費	0	0	
保険料	0	0	
会場費(教室使用料)	72,600	72,600	
会議費	0	0	
その他経費計	102,600	102,600	
事業費計		102,600	
2. 管理費			
(1) 人件費 給与手当	0	0	
法定福利費	0	0	
人件費計	0	0	
(2) その他経費 消耗品費	0	0	
印刷費(配布資料)	11,100	11,100	
通信費	0	0	
旅費交通費(駐車料)	26,400	26,400	
光熱水費	0	0	
保険料	12,000	12,000	
会議費(総会・理事会開催)	1,650	1,650	
租税公課	0	0	
その他経費計	51,150	51,150	
管理費計		51,150	
経常費用計		153,750	
当期正味財産増減額		0	
前期繰越正味財産額		0	
次期繰越正味財産額		0	